

# 一般社団法人未踏科学技術協会定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人未踏科学技術協会(英語名: The Society of Non-Traditional Technology 略称「SNTT」と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、材料を中心とした先端的科学・技術の多分野にわたり、総合的、基礎的又は共通的な調査研究、情報の交換、成果の普及に關する事業を行い、未踏分野の科学・技術及び関連する社会科学の振興を図り、科学・技術の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 材料を中心とした先端的科学・技術及び関連する社会科学の普及・振興
  - (2) 材料を中心とした先端的科学・技術及び関連する社会科学の調査・研究
  - (3) 先端的科学・技術の特定分野に関する研究会活動の推進
  - (4) 先端科学・技術を利用した企業の新技術・新製品開発の支援
  - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

**第5条** この法人に次の会員を置く

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した団体
  - (3) 名誉会員 この法人に対し功勞のあった者で、理事会の推薦を受け、総会において承認された者
- 2 前項の会員のうち正会員および賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

**第6条** この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

**第7条** この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

**第8条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

**第9条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、理事会及び総会において、決議する前にその者に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

## 第4章 総会

(構成)

**第11条** 総会は、すべての正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

**第12条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第13条** 総会は、定時総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第14条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 現在数の5分の1以上の正会員及び賛助会員は理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、正会員及び賛助会員に対し、会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面もしくは電磁的方法により、その開催日の10日前までに通知しなければならない

(議長)

**第15条** 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

**第16条** 総会における議決権は、正会員及び賛助会員1名につき1個とする。

(決議)

**第17条** 総会の決議は、正会員及び賛助会員の過半数が出席し、議長を除く出席した会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員及び賛助会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

**第18条** 総会に出席できない正会員及び賛助会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は表決を他の正会員に委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事又は正会員もしくは賛助会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員及び賛助会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第19条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印の上、保存する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

**第20条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長とする。
- 3 理事長及び副理事長を除く理事のうち2名以内の常務理事を置くことができる。

4 本条第2項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、本条第3項の常務理事及び副理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第21条** 理事及び監事は、総会の決議によって正会員若しくは賛助会員の中から選任する。賛助会員を選任する場合には当該団体の定める代表者が就任することとする。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事および監事は相互に兼ねることができない。

4 この法人の理事のうち、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は理事現在数の3分の1を超えてはならない。

5 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

**第22条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事長・副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第23条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第24条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する

(役員解任)

**第25条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

**第26条** 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる  
(顧問)

**第27条** この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は会員のなかから、理事会において任期を定めたくえで選任する
- 3 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 顧問は、重要事項について理事会の諮問に応じ、助言を行う。

## 第6章 理事会

(構成)

**第28条** この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第29条** 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 総会付議事項の決定
- (5) その他法令及びこの定款の定めるところ、ならびに理事会において別に定める事項

(開催)

**第30条** 理事会は、定時理事会として毎年度3月及び6月に開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

**第31条** 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は理事長が行う。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載し、書面若しくは電磁的方法により開催日の一週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決議)

**第32条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第33条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長・副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(運営)

**第34条** 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める理事会運営規則による。

## 第7章 委員会等

(委員会及び部会)

**第35条** この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会及び部会は、その目的とする事項について調査及び研究し、又は、審議する
- 3 その他委員会及び部会の目的、組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。  
(研究会)

**第36条** この法人は、先端的科学技術及び新超伝導材料、その他の新材料に関する科学技術及び関連する社会科学の進歩と発展を図るため、特定の会員から構成される研究会を置くことができる。

- 2 前項に定める研究会の運営については、当該研究会が自ら定める会則に基づいて行い、その会則の設定もしくは変更は、理事会の承認を得るものとする。

## 第8章 資産及び会計

(資産)

**第37条** この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初寄付された財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(経費)

**第38条** この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

**第39条** この法人の資産は、理事会の決議に従い、理事長が管理する。ただし、現金は、郵便官署若しくは銀行等への預け入れ、信託会社への信託、又は国公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

2. この法人は剰余金の分配を行うことが出来ない。

(借入金)

**第40条** この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額の2分の1を上限とする借入金であって、返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認をえるものとする。

(事業年度)

**第41条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第42条** この法人の事業計画書、及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

**第43条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 事務局

(事務局及び職員)

**第44条** この法人の事務を処理するため、事務局を置くほか、所要の職員を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第45条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第46条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

**第47条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法及び情報公開

(公告の方法)

**第48条** この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

(情報公開)

**第49条** この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

**第50条** この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

## 第12章 補則

(細則)

**第51条** この定款を施行するために必要な細則は、理事会及び総会の議決を経て、理事会が定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は木村茂行とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(平成24年6月25日 一部改定)